

第15章 歴史的文化的環境の保全

第1節 歴史的文化的環境の現況

わが国の歴史を物語る史跡等の文化財は、府下各地域に多数存在し、その保護保存については、近年、環境保全という観点からも重要なものとなりつつある。

大阪は、古くから政治、経済の中心として発展してきたところであり、府域には、池上曽根遺跡、応神・仁徳陵古墳、難波宮跡、大坂城跡等、先人の活躍の跡とも言える歴史的、文化的遺産が豊富に存在している。その状況は、国及び府の指定文化財が1,156件、また、埋蔵文化財包蔵地は6,345件もの多くを保有している(表2-15-1)。

表2-15-1 大阪府下における指定文化財件数一覧

(平成3年3月31日現在)

国指定文化財			府指定文化財			埋蔵文化財包蔵地		
種別	件数		種別	件数		種別	件数	
有形文化財	建造物	5	有形文化財	建造物	51	埋蔵文化財包蔵地	古墳	3,848
	絵画	9		絵画	13		集落	1,191
	彫刻	4		彫刻	65		窯跡	792
	工芸品	25		工芸品	38		城跡	121
	書跡・典籍・古文書	16		書跡・典籍・古文書	5		寺跡	223
	考古資料	3		考古資料	35		宮跡	10
	建造物	81		民俗資料(有形)	6		その他	160
	絵画	117		“(無形)	8		計	6,345
	彫刻	102		史跡	46			
	工芸品	192		名勝	4			
重要文化財	書跡・典籍・古文書	107	天然記念物	69				
	考古資料	24	計	340				
	歴史資料	1	重要美術品	2				
	重要無形文化財	6	史跡・名勝	7				
無形文化財	記録保存	1	史跡	27				
	重要有形民俗文化財	4	名勝	5				
	重要無形民俗文化財	2	計	41				
民俗文化財	記録保存	1	合計	381				
	特別史跡	2						
	史跡	63						
名勝	4							
天然記念物	5							
選定保存技術	1							
合計	775							

- (注)
1. 国指定文化財とは、文化財保護法に基づく指定をいう。
 2. 条例指定とは、大阪府文化財保護条例による指定をいう。
 3. 規則指定とは、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則による指定をいう。
 4. 国指定重要無形文化財のうち、総合指定1件、各個指定5件。

第 2 節 歴史的文化的環境保全対策

歴史的文化的環境を保全するため次の諸施策を実施した。

- (1) 国宝、重要文化財等の国（府）指定の文化財について、表 2-15-2 のとおり保存修理や防災施設の整備に対し助成した。

表 2-15-2 国宝重要文化財等保存事案件数（平成 2 年度）

区 分	件 数
国 宝	1
重要文化財	3
府指定文化財	6
防 災 施 設	1
計	11

- (2) 地域における歴史的文化的環境の核として重要な史跡等については、市町村の行う公有化事業や環境整備事業に対し表 2-15-3 のとおり助成を行った。

表 2-15-3 公有化事業、環境整備事業助成件数（平成 2 年度）

区 分	件 数
公有化事業	12
環境整備事業	3
計	15

- (3) 埋蔵文化財包蔵地内での開発工事について、事前に開発関係者と文化財保存について、協議を行い、文化財が不用意に失われることのないよう行政指導を進めた。なお、平成 2 年度の開発工事に伴う発掘届出件数は 7,792 件であった。
- (4) 発掘調査において出土した多数の遺物を計画的に整理し、泉北考古資料館、府立弥生文化博物館、文化財資料展示室において展示公開し、府民の歴史的文化的遺産についての認識を深めた。
- (5) 河南町、太子町の一須賀古墳群の主要部 2.9 ヘクタールを保存し、府民に歴史と文化財に親しむ憩いの場を提供するため「大阪府立近つ飛鳥風土記の丘」を開園し、広く府民に公開している。
- (6) 歴史的街並みを有する伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を保存するため、助成を行った。